

広島地方最低賃金審議会
令和3年度 第1回
広島県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会

日 時 令和3年10月1日(金) 13時00分～

場 所 広島合同庁舎2号館5階 特別会議室

広島地方最低賃金審議会

令和3年度 第1回

広島県自動車・同附属品製造業

最低賃金専門部会

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

3 閉 会

令和3年度 第1回

広島県自動車・同附属品製造業

最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊 No. 1	広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会委員名簿-----P.	1
別冊 No. 2	広島県自動車・同附属品製造業最低賃金(現行)-----P.	2
別冊 No. 3	全国の自動車・同附属品関係の最低賃金一覧表-----P.	9
別冊 No. 4	令和3年度最低賃金実態調査概要(自動車・同附属品製造業) ----P.	10
4 -1	最低賃金実態調査における分位偏差 -----P.	15
4 -2	賃金分布図 -----P.	16
4 -3	時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移 -----P.	17
4 -4	中位数・時間当たり平均賃金額 -----P.	18
4 -5	事業所規模別未満率 -----P.	19
4 -6	引上げ試算表(令和3年度 自動車・同附属品製造業) -----P.	20
4 -7	経過表(自動車・同附属品製造業) -----P.	21

令和3年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県自動車・同附属品製造業最低賃金)

広島労働局

令和3年9月8日任命

区分	氏名	現職
公益代表	のきた はるこ 野北 晴子	広島経済大学 教授
	みつい まさのぶ 三井 正信	広島大学 教授
	むらかみ けいこ 村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	ふくだ せいじ 福田 聖二	ダイキョーニシカワ労働組合 執行委員長
	やまさき ひでのぶ 山崎 英伸	全日本自動車産業労働組合総連合会 広島地方協議会 事務局長
	やまだ としまさ 山田 敏正	マツダ労働組合 経営対策・労働政策室長
使用者代表	くわはら たつと 桑原 立人	東友会協同組合 専務理事
	こうろぎ ゆきひろ 興梧 幸広	マツダ株式会社 人事本部人事労政部部長
	はせがわ のぶお 長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事

[注] 1. 斜体文字は 本審委員 2. 各側五十音順

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金（現行）

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行うばり取り又ははんだ付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金

1時間915円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和2年12月31日

産業別最低賃金の日本標準産業分類表

自動車・同附属品製造業	
適用する使用者	広島県の区域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）	
E31 輸送用機械器具製造業	
E310 管理，補助的経済活動を行う事業所（31 輸送用機械器具製造業）	
E3100 主として管理事務を行う本社等	
E3109 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
E311 自動車・同附属品製造業	
E3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）	
E3112 自動車車体・附随車製造業	
E3113 自動車部分品・附属品製造業	
L7282 純粹持株会社	

適用除外労働者

- 1 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- 2 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 卓上において手工業又は小型電動工具を用いて行うばり取り又ははんだ付けの業務

大分類E—製造業

中分類31—輸送用機械器具製造業

総説

この中分類には、輸送用機械器具を製造する事業所が分類される。

主な製品は、自動車、船舶、航空機、鉄道車両及びその他の輸送機械器具（自転車、牛馬車など）である。

310 管理、補助的経済活動を行う事業所(31 輸送用機械器具製造業)

3100 主として管理事務を行う本社等

主として輸送用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

3109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として輸送用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業のお他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用集荷所

311 自動車・同附属品製造業

3111 自動車製造業(二輪自動車を含む)

主として各種自動車(二輪自動車を含む)の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立てを行う事業所をいう。

ただし、主として自動車車体の製造並びに車体のシャシー組付けを行う事業所は細分類 3112 に、主として自動車の部分品を製造する事業所は細分類 3113 に、主として構内運搬車両を製造する事業所は小分類 315 に、トラクタを製造する事業所は中分類 26 [2611 又は 2621] に分類される。

- 自動車製造業(二輪自動車を製造するものを含む);バス完成車製造業(主として車体架装を行うものを除く);電気自動車製造業;ダンプトラック製造業;自動車シャシー製造業;モータスクータ製造業;消防自動車製造業;自動車製造組立業
- ×自動車車体製造業 [3112];自動車部分品製造業 [3113];農業用トラクタ製造業 [2611];建設用トラクタ製造業 [2621];フォークリフトトラック製造業 [3151];自動車再生業 [8919]

3112 自動車車体・附随車製造業

主として乗用車,トラック,バスの車体の製造並びに車体のシャシー組付けを行う事業所及びトレーラを製造する事業所をいう。

主として自動車の完成品及び自動車シャシーを製造する事業所は細分類 3111 に、また、乗用車,トラック,バス用の鍛造品及びプレス加工車体附属品,部分品を製造する事業所は金属の種類によって中分類 24 [2451 又は 2452] に分類される。

- 自動車車体製造業;ボデー製造業(自動車用);トレーラ製造業;消防自動車製造業(主として自動車シャシーに架装を行うもの)
- ×自動車車体打抜加工部分品・附属品製造業 [245];自動車用プレス加工金属製品製造業 [245]

3113 自動車部分品・附属品製造業

主として自動車部分品及び附属品を製造するが、自動車完成品を製造しない事業所をいう。

主な製品は、自動車エンジン並びにその部分品、ブレーキとその部分品、クラッチ車軸、ラジエータ、デファレンシャルギヤ、トランスミッション、車輪、窓ふき、オイルフィルタ、オイルストレーナのような他に分類されない部分品、附属品類である。

主として自動車完成品の製造や組立てを行う事業所は細分類 3111 に、タイヤ、チューブを製造する事業所は中分類 19 [1911] に、自動車用ガラスを製造する事業所は中分類 21 [2112] に、自動車用金物を製造する事業所は中分類

24 [2429] に、自動車用スタンプ加工品を製造する事業所は中分類 24 [245] に、ヘッドライトを製造する事業所は中分類 29 [2942] に、点火装置を製造する事業所は中分類 29 [2922] に、蓄電池を製造する事業所は中分類 29 [2951] にそれぞれ分類される。

- 自動車エンジン・同部分品製造業；二輪自動車用内燃機関製造業；ブレーキ・同部分品製造業（自動車用）；クラッチ製造業（自動車用）；車軸製造業（自動車用）；ラジエータ製造業（自動車用）；変速機製造業（自動車用）；デファレンシャルギヤ製造業（自動車用）；トランスミッション製造業（自動車用）；車輪製造業（自動車用）；オイルフィルタ製造業（自動車用）；オイルストレーナ製造業（自動車用）；二輪自動車部分品製造業；自動車バルブ製造業；カークーラー製造業；カーヒーター製造業；カーエアコン製造業；ワイパー製造業；クラクション製造業；カーライター製造業；ステアリング（自動車用）製造業；自動車内燃機関製造業；原動機付自転車内燃機関製造業
- ×自動車製造組立業 [3111]；タイヤ・チューブ製造業 [1911]；自動車用ガラス製造業 [2112]；自動車用金物製造業 [2429]；アッパータンク製造業 [2446]；自動車用スタンプ加工品製造業 [245]；ヘッドライト製造業 [2942]；蓄電池製造業 [2951]；自動車用代燃装置製造業 [2596]

7282 純粋持株会社

本業を持たずに、他社の事業活動を支配する事業所をいう。

- 純粋持株会社

令和3年度 適用使用者数及び適用労働者数

(平成28年経済センサス等による)

1 製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E220 管理，補助的活動を行う事業所	2	24
E2211 高炉による製鉄業	2	4,908
E223 製鋼を行わない鋼材製造業	11	680
E225 鉄素形材（鋳鉄鋳物）製造業	45	1,141
E229 その他の鉄鋼業	172	2,201
計	232	8,954

2 建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E240 管理，補助的活動を行う事業所	10	33
E244 建設用・建築用金属製品製造業	539	5,618
E249 その他の金属製品製造業	75	1,579
計	624	7,230

3 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E25 はん用機械器具製造業	370	8,690
E26 生産用機械器具製造業	883	17,484
E27 業務用機械器具製造業	25	330
計	1,278	26,504

4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	58	6,823
E29 電気機械器具製造業	277	7,187
E30 情報通信機械器具製造業	14	1,752
計	349	15,762

5 自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理，補助的活動を行う事業所	3	43
E 311 自動車・同附属品製造業	300	32,984
計	303	33,027

6 船舶製造・修理業，船用機関製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理，補助的活動を行う事業所	5	14
E 313 船舶製造・修理業，船用機関製造業	444	10,497
計	449	10,511

7 各種商品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 560 管理，補助的活動を行う事業所	3	639
I 561 百貨店，総合スーパー	41	7,436
I 569 その他の各種商品小売業	20	39
計	64	8,114

8 自動車小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 590 管理，補助的活動を行う事業所	11	280
I 591 自動車小売業	1,664	10,773
計	1,675	11,053

令和2年度 特定最低賃金の審議・決定状況

別冊資料No. 3

項番	都道府県	地域別最賃	業種	改定前額		改定額	引上げ額	申出	申出種別	申出日	必要性 諮問日	必要性 答申日	必要性 有・無	部会 結審
				日額	時間額	時間額	時間額							
20	秋田	792	輸送機械	-	873	877	+4	改正	協約	7/30	8/5	8/21	有	10/12
24	山形	793	輸送機械	-	858	861	+3	改正	公正	7/31	8/7	8/25	有	10/22
29	福島	800	輸送機械	-	869	870	+1	改正	協約	7/16	7/27	8/24	有	10/13
39	栃木	854	輸送機械	-	917	920	+3	改正	協約	7/16	8/5	8/21	有	10/16
44	群馬	837	輸送機械	-	908	910	+2	改正	公正	7/20	7/31	8/7	有	10/30
47	埼玉	928	輸送機械	-	961	966	+5	改正	協約	7/16	7/27	8/3	有	9/15
61	東京	1013	輸送機械	-	-	-	-	改正	協約	7/31	8/21	11/12	無	10/30
73	富山	849	一般機械・輸送機械	-	907	912	+5	改正	協約	7/9	8/5	8/21	有	10/21
81	石川	833	輸送機械	-	920	922	+2	改正	協約	7/21	8/27	8/27	有	11/12
89	山梨	838	輸送機械	-	918	919	+1	改正	協約	7/20	7/29	8/20	有	10/20
91	長野	849	一般機械・輸送機械	-	903	905	+2	改正	公正	7/30	8/5	8/21	有	10/12
95	岐阜	852	輸送機械(自)	-	930	932	+2	改正	協約	7/6	7/30	8/21	有	10/15
100	静岡	885	一般機械・輸送機械	-	950	951	+1	改正	協約	7/3	7/28	8/21	有	10/12
108	愛知	927	輸送機械	-	955	957	+2	改正	協約	6/25	7/1	8/5	有	10/2
118	三重	874	輸送機械	-	941	942	+1	改正	協約	7/2	7/16	8/5	有	10/20
123	滋賀	868	輸送機械	-	934	936	+2	改正	公正	7/16	8/5	8/21	有	10/26
129	京都	909	輸送機械	-	947	947	±0	改正	協約	7/31	8/21	8/21	有	10/26
136	大阪	964	一般機械・輸送機械	-	967	968	+1	改正	協約	6/30	7/8	9/4	有	9/28
138	大阪	964	輸送機械(自)	-	969	970	+1	改正	協約	6/30	7/8	9/4	有	9/25
160	島根	792	輸送機械	-	879	887	+8	改正	公正	7/17	8/20	8/20	有	10/6
167	岡山	834	輸送機械(自)	-	921	-	-	改正	公正	6/19	7/3	8/5	無	-
174	広島	871	輸送機械(自)	-	914	915	+1	改正	協約	7/3	8/21	8/21	有	10/28
180	山口	829	輸送機械	-	936	937	+1	改正	協約	6/30	7/27	7/27	有	10/6
198	福岡	842	輸送機械	-	944	944	±0	改正	協約	6/30	7/27	8/18	有	10/8
208	熊本	793	輸送機械	-	884	888	+4	改正	協約	6/26	7/10	8/5	有	10/7
213	大分	792	輸送機械(自・船)	-	875	878	+3	改正	公正	7/28	7/31	8/21	有	10/20

令和3年度

最低賃金実態調査の概要

(自動車・同附属品製造業)

広島労働局

最低賃金に関する実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、労働者の賃金の実態を把握し、広島県最低賃金及び特定(産業別)最低賃金の改正のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

広島県全域

(2) 産業

日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づく製造業、新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業である。

(3) 事業所

製造業及び新聞業、出版業については1～99人、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)については1～29人の民営事業所のうちから、「平成28年経済センサス(平成30年次フレーム)」に基づく規模、地域、業種別の母集団事業所数を考慮し、無作為に抽出した事業所である。

なお、各種商品小売業及び自動車小売業については、1～99人の民営事業所である。

(4) 労働者

前号の事業所に雇用される労働者のうち、1～29人の事業所については全労働者、労働者30～99人の事業所については2分の1の労働者を調査範囲とした。

3 調査の時期及び方法

調査は通信調査とし、令和3年6月分の賃金等について、5月に調査を実施した。

統計用語について

○ 分位数、中位数とは

数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の20分の1、10分の1、4分の1などの境界に当たる数値を当該分布の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数と呼び、2分の1(即ち中央)に当たる数値を当該分布の中位数と呼びます。

例:



中位数は、数値を順に並べたとき、数値の合計が奇数であれば、ちょうど真ん中の数を、合計が偶数であれば、 $(n \div 2)$ 番目と $(n \div 2 + 1)$ 番目の値の算術平均ということになります。中位数の利点は、賃金分布のような左右対称でない分布でも、中位数以下の人が全体の半分、中位数以上の人も半分となるので、分布の標準的な数値という意味において、算術平均より利用しやすい数値となる点です。

○ 分布範囲とは

分布範囲というのは、分布の最も大きい値と、最も小さい値の差をとったものです。この方法は簡単に計算できますが、極端に高い値や低い値があると、その影響が現れてしまう欠点があります。

○ 分位偏差とは

分布における低い値の代表を第1・4分位数、高い値の代表を第3・4分位数として分布の拡がりをみたものが4分位偏差です。

中位数を中心として、第1・4分位数と第3・4分位数の範囲に分布の半分が入っていることとなります。

4分位偏差を数式にすると、次のとおりとなります。

$$Q = (C - A) / 2$$

Q: 4分位偏差 A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数

○ 分散係数とは

分位偏差が等しくても、平均賃金が高い企業と低い企業とでは、分位偏差に対する評価が異なってきます。

中位数が30万円に対する4分位偏差5万円と、中位数20万円に対する4分位偏差5万円とでは、分布に対する評価を同じとする訳にはいかないでしょう。

賃金分布を評価する際は、中位数に対する分散度の大きさが一般的には重要となります。その要素を加味したものが分散係数です。

分散係数を、前述の分位偏差から出す数式は次のとおりです。

$$\text{4分位分散係数} = (C - A) / 2M$$

(分散係数は偏差係数ともいわれます。)

A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数 M: 中位数

○ 未満率・影響率とは

未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合をいいます。

影響率とは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合をいいます。

最低賃金実態調査における分位偏差
(自動車・同附属品製造業)

規模	内 訳	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計	第1・20分位数(円)	780	830	820	850	879	873
	対前年増減率	-2.50%	6.41%	-1.20%	3.66%	3.41%	-0.68%
	第1・10分位数(円)	833	850	860	875	900	901
	対前年増減率	1.96%	2.04%	1.18%	1.74%	2.86%	0.11%
	第1・4分位数(円)	944	923	938	941	950	981
	対前年増減率	2.16%	-2.22%	1.63%	0.32%	0.96%	3.26%
	中位数(円)	1,144	1,120	1,154	1,164	1,100	1,188
	対前年増減率	5.05%	-2.10%	3.04%	0.87%	-5.50%	8.00%
1 5 9 人	労働者数	5,667	5,486	5,154	5,301	4,646	5,691
	第1・20分位数(円)	820	800	825	820	870	871
	対前年増減率	2.50%	-2.44%	3.13%	-0.61%	6.10%	0.11%
	第1・10分位数(円)	833	800	850	850	890	880
	対前年増減率	-0.83%	-3.96%	6.25%	0.00%	4.71%	-1.12%
	第1・4分位数(円)	930	900	930	892	958	923
	対前年増減率	-9.09%	-3.23%	3.33%	-4.09%	6.50%	-3.65%
	中位数(円)	1,290	1,193	1,158	1,158	1,170	1,140
10 5 29 人	対前年増減率	0.70%	-7.52%	-2.93%	0.00%	1.04%	-2.56%
	労働者数	640	597	432	357	248	459
	第1・20分位数(円)	770	842	818	875	895	873
	対前年増減率	-1.03%	9.35%	-2.85%	7.00%	2.29%	-2.46%
	第1・10分位数(円)	800	850	830	892	900	890
	対前年増減率	0.00%	6.25%	-2.35%	7.47%	0.90%	-0.11%
	第1・4分位数(円)	873	920	880	927	922	929
	対前年増減率	-0.80%	5.38%	-4.35%	5.34%	-0.54%	0.76%
30 5 99 人	中位数(円)	1,059	1,111	1,031	1,078	1,070	1,082
	対前年増減率	0.95%	4.91%	-7.20%	4.56%	-0.74%	1.12%
	労働者数	1,620	1,690	1,563	1,553	1,463	1,752
	第1・20分位数(円)	833	833	820	850	873	880
	対前年増減率	3.09%	0.00%	-1.56%	3.66%	2.71%	0.80%
	第1・10分位数(円)	850	850	870	870	900	915
	対前年増減率	3.66%	0.00%	2.35%	0.00%	3.45%	1.67%
	第1・4分位数(円)	993	931	1,000	1,000	960	1,028
対前年増減率	5.19%	-6.24%	7.41%	0.00%	0.40%	7.08%	
99 人	中位数(円)	1,210	1,117	1,216	1,189	1,110	1,248
	対前年増減率	12.14%	-7.69%	8.86%	-2.22%	-6.64%	12.43%
	労働者数	3,407	3,199	3,159	3,391	2,935	3,480
	対前年増減率						

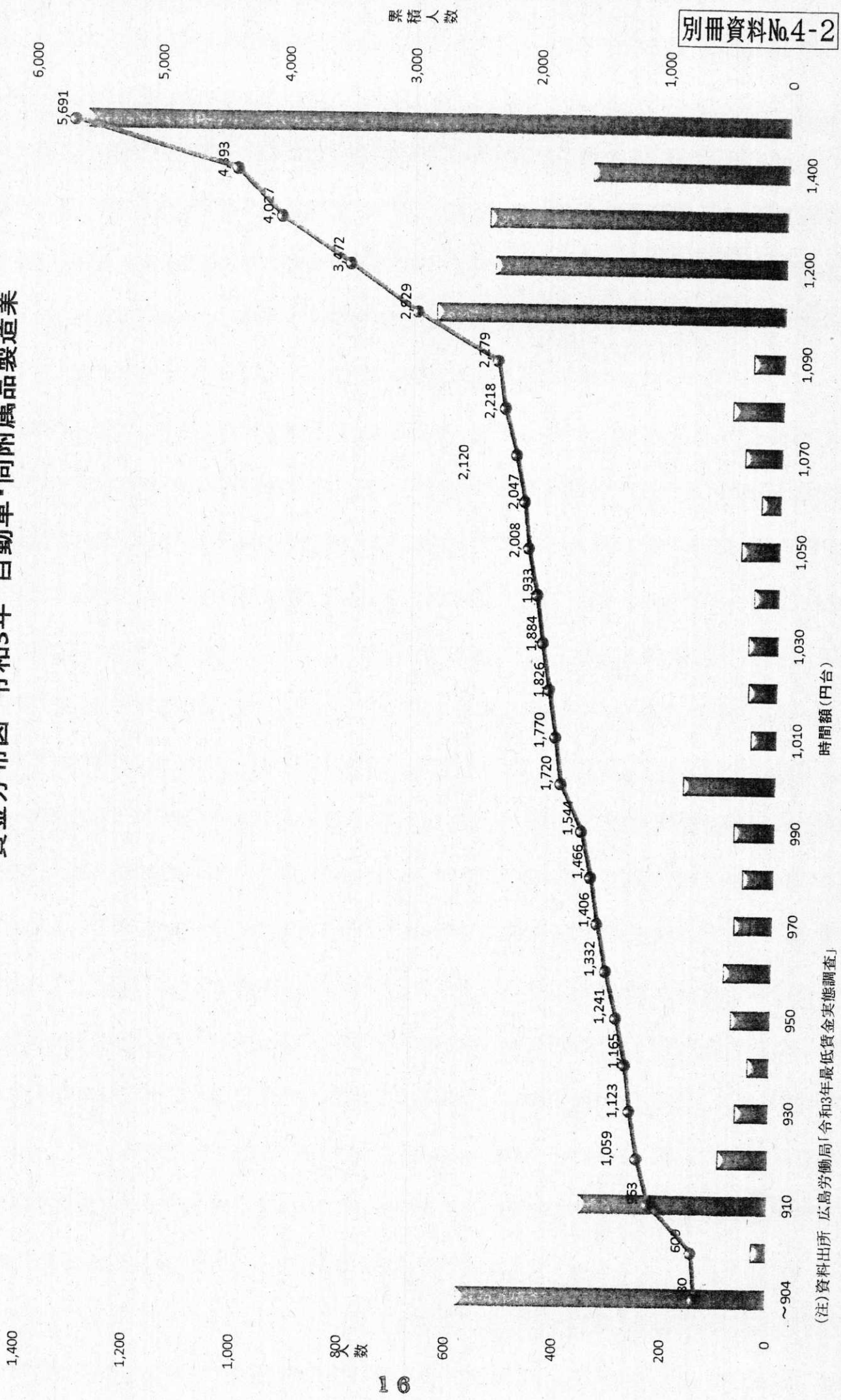
(注) 資料出所: 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

自動車・同附属品製造業の最低賃金

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年	令和3年
時 間 額	850円	870円	892円	914円	915円	
発 効 日	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	

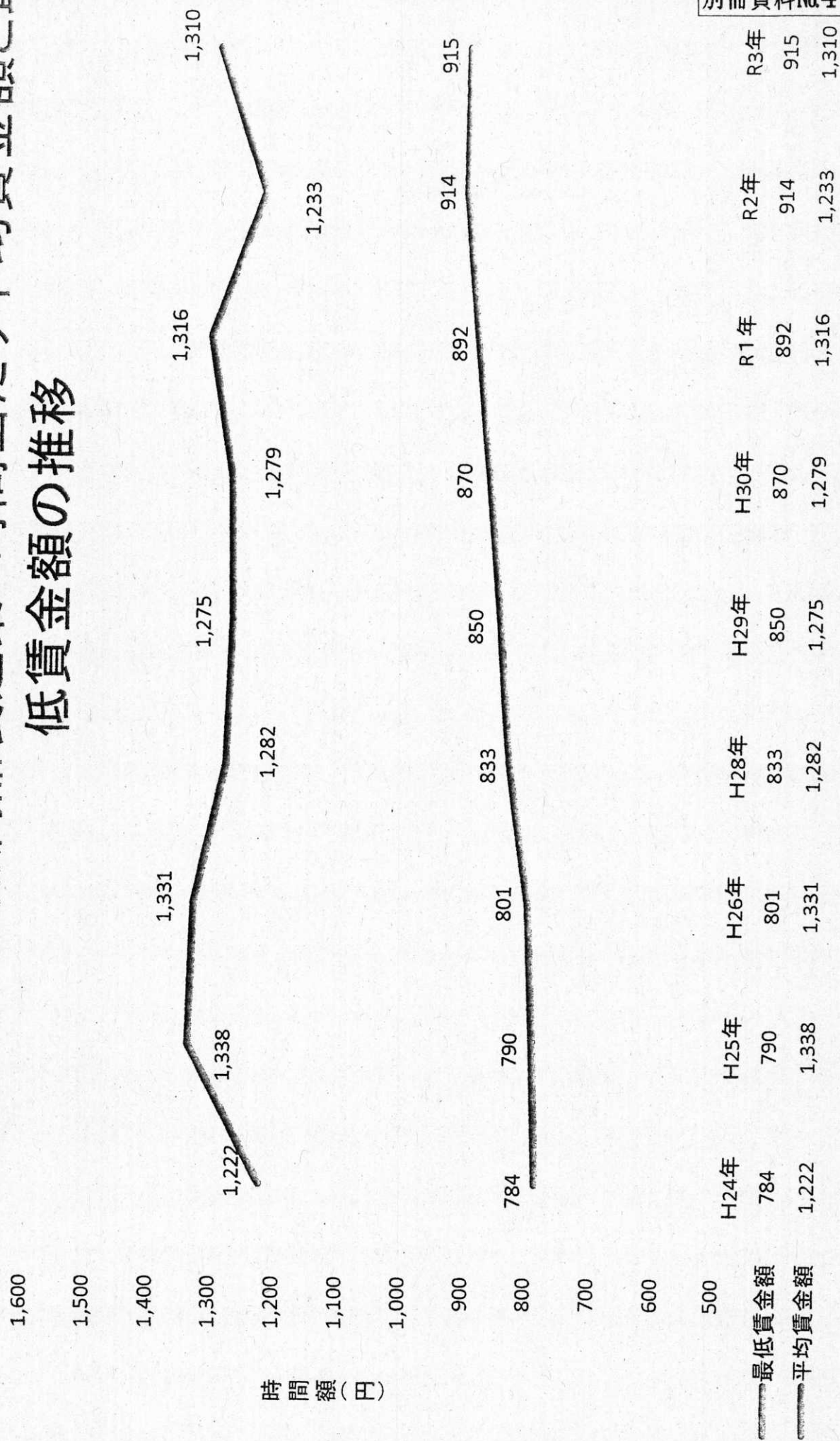
賃金分布図 令和3年 自動車・同附属品製造業

別冊資料No.4-2



(注)資料出所 広島労働局「令和3年最低賃金実態調査」

自動車・同附属品製造業 時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移



中位数・時間当たりの平均賃金額

自動車・同附属品製造業

最低賃金額 915円

	全地域	
	中位数	時間当たりの 平均賃金額
規模計	円 1,188	円 1,310
規模(1~9人)	円 1,140	円 1,253
規模(10~29人)	円 1,082	円 1,214
規模(30~99人)	円 1,248	円 1,366

(注) 資料出所 広島労働局「令和3年最低賃金実態調査」

事業所規模別未満率

自動車・同附属品製造業

最低賃金額 915円

	全地域	
	未満率	未満労働者数
規模計	11.4 %	648 人
規模(1～9人)	19.8 %	91 人
規模(10～29人)	17.9 %	313 人
規模(30～99人)	7.0 %	244 人

全労働者数	5,691
-------	-------

(注) 労働者数は、広島労働局「令和3年最低賃金実態調査」の調査対象産業及び調査対象事業所規模に属する労働者の合計である。

最低賃金引上げ試算表

(令和3年 自動車・同附属品製造業)

アップ額	アップ率	時間額	影響率	(影響を受ける)労働者数
(円)	(%)	(円)	(%)	(人)
【現行】		915	(未満率)11.4 11.4	648
1	0.11	916	16.3	927
2	0.22	917	16.3	927
3	0.33	918	16.9	960
4	0.44	919	16.9	963
5	0.55	920	17.9	1,017
6	0.66	921	17.9	1,017
7	0.77	922	17.9	1,017
8	0.87	923	17.9	1,021
9	0.98	924	18.0	1,026
10	1.09	925	18.0	1,026
11	1.20	926	18.5	1,056
12	1.31	927	18.5	1,056
13	1.42	928	18.5	1,056
14	1.53	929	18.6	1,059
15	1.64	930	19.1	1,089
16	1.75	931	19.1	1,089
17	1.86	932	19.5	1,108
18	1.97	933	19.5	1,108
19	2.08	934	19.6	1,118
20	2.19	935	19.6	1,118
21	2.30	936	19.6	1,118
22	2.40	937	19.6	1,118
23	2.51	938	19.7	1,123
24	2.62	939	19.7	1,123
25	2.73	940	19.9	1,134
26	2.84	941	20.0	1,137
27	2.95	942	20.1	1,142
28	3.06	943	20.2	1,148
29	3.17	944	20.2	1,148
30	3.28	945	20.3	1,154
31	3.39	946	20.4	1,159
32	3.50	947	20.5	1,165
33	3.61	948	20.5	1,165
34	3.72	949	20.5	1,165
35	3.83	950	21.4	1,215

(注)全労働者数

5,691

(注) 「令和3年最低賃金実態調査」における「広島県自動車・同附属品製造業最低賃金」の調査対象労働者数である。

経 過 表

別冊資料No.4-7

(自動車・同附属品製造業)

	最賃時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	未満率 (%)	影響率 (%)
平成15年度	738	1	0.1	5.0	5.2
平成16年度	739	1	0.1	11.5	11.8
平成17年度	743	4	0.5	7.0	7.6
平成18年度	748	5	0.7	4.6	5.8
平成19年度	758	10	1.3	9.1	12.1
平成20年度	769	11	1.5	7.4	7.8
平成21年度	772	3	0.4	7.9	8.5
平成22年度	781	9	1.2	7.0	13.7
平成23年度	784	3	0.4	9.1	9.9
平成24年度	790	6	0.8	2.5	6.2
平成25年度	801	11	1.4	0.3	2.9
平成26年度	817	16	2.0	0.9	4.8
平成27年度	833	16	2.0	8.6	13.8
平成28年度	850	17	2.0	7.0	13.7
平成29年度	870	20	2.4	7.1	14.9
平成30年度	892	22	2.5	10.8	20.0
令和元年度	914	22	2.5	11.2	22.1
令和2年度	915	1	0.1	13.7	19.3

(注)資料出所: 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」